



# 鳥取県公報

平成 22 年 1 月 8 日 (金)  
第 8 1 5 7 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	生活保護法による医療機関の指定 (1) (福祉保健課) . . . . . 2	2
	生活保護法による診療所の廃止の届出 (2) (〃) . . . . . 2	2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定 (3) (障害福祉課) . . . . . 2	2
	障害者自立支援法による指定障害者支援施設の指定の辞退 (4) (〃) . . . . . 2	2
	保安林の指定の解除予定 (5) (森林・林業総室) . . . . . 3	3
	地域森林計画の決定 (6) (〃) . . . . . 3	3
	特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請 (7) (東部総合事務所県民局) . . . . . 3	3
	指定居宅サービス事業者の指定 (8) (東部総合事務所福祉保健局) . . . . . 4	4
	指定居宅サービス事業者の廃止 (9) (〃) . . . . . 4	4
	指定介護予防サービス事業者の指定 (10) (〃) . . . . . 5	5
	指定介護予防サービス事業者の廃止 (11) (〃) . . . . . 5	5
	土地改良区の役員の就退任 (12) (東部総合事務所農林局) . . . . . 5	5
	清算法人北栄町土地改良区連合の清算人の退任 (13) (中部総合事務所農林局) . . . . . 6	6
◇ 公 告	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (東部総合事務所県土整備局) . . . . . 6	6
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (〃) . . . . . 7	7
◇ 調達公告	制限付一般競争入札の実施 (広報課) . . . . . 7	7
	制限付一般競争入札の実施 (2 件) (警察本部会計課) . . . . . 9	9

# 告 示

## 鳥取県告示第1号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定に基づき、医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	指定年月日
久米の郷 さくら診療所	倉吉市福光225	平成21年12月1日

## 鳥取県告示第2号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2の規定に基づき、指定医療機関から診療所を廃止した旨の届出があったので、同法第55条の2の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名称	所在地	廃止年月日
久米の郷 さくら診療所	倉吉市福光225	平成21年11月30日

## 鳥取県告示第3号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定に基づき、指定障害者支援施設を指定したので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

名 称	主たる事務所の所在地	指定に係る障害者支援施設の名称	指定に係る障害者支援施設の所在地	施設障害福祉サービスの種類	指定年月日
鳥取県	鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鹿野かちみ園	鳥取市鹿野町今市1078	生活介護 施設入所支援	平成22年1月1日
〃	〃	鳥取県立鹿野第二かちみ園	鳥取市鹿野町寺内102	生活介護 自立訓練（生活訓練） 施設入所支援	〃

## 鳥取県告示第4号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第47条の規定に基づき、指定障害者支援施設の指定の辞退があつ

たので、同法第51条の規定により次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

設置者の名称及び所在地	指定の辞退に係る施設の名称及び設置の場所	辞退年月日	施設障害福祉サービスの種類
鳥取県 鳥取市東町一丁目220	鳥取県立鹿野かちみ園 鳥取市鹿野町今町1078	平成21年12月31日	知的障害者更生施設支援（入所）
〃	鳥取県立鹿野第二かちみ園 鳥取市鹿野町寺内102	〃	〃

#### 鳥取県告示第5号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

##### 1（1）解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山志谷字下モ田口302・303（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

##### （2）保安林として指定された目的

水源のかん養

##### （3）解除の理由

砂防設備用地とするため

##### 2（1）解除予定に係る保安林の所在場所

八頭郡八頭町山志谷字下モ田310の1（次の図に示す部分に限る。）

##### （2）保安林として指定された目的

1の（2）に同じ

##### （3）解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部森林・林業総室及び八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）

#### 鳥取県告示第6号

森林法（昭和26年法律第249号）第5条第1項の規定に基づき、日野川森林計画区に係る地域森林計画を立てたので、同法第6条第6項の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県告示第7号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第3項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証の申請があったので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動法人の変更後の定款並びに当該定款の変更の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書は、平成22年2月21日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

- 1 申請のあった年月日  
平成21年12月21日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称  
特定非営利活動法人地域スポーツ推進協会
- 3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名  
飯塚 淳
- 4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地  
鳥取市田島659
- 5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的  
この法人は、主に公立幼児施設へのスポーツ教育・講師派遣を主軸とし、幼児・青少年および障害者までを対象にした、スポーツの啓発・普及活動を行い、精神の高揚と健康の増進ならびに体力の向上を目指すとともに、スポーツ指導者の育成事業を促進することにより、地域社会全体の発展に寄与することを目的とします。
- 6 定款の変更事項  
事業

#### 鳥取県告示第8号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定に基づき、指定居宅サービス事業者を指定したので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	平成21年12月25日	通所介護

#### 鳥取県告示第9号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定に基づき、指定居宅サービス事業者から当該指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第78条の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社あみはま薬局	あみはま薬局南町店	鳥取市南町430	平成21年12月9日	居宅療養管理指導
谷岡京子	谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町107	平成21年12月10日	〃

**鳥取県告示第10号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者を指定したので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社ぼやーじゅ	宅老所きなんせ	鳥取市湖山町西二丁目555	平成21年12月25日	介護予防通所介護

**鳥取県告示第11号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定に基づき、指定介護予防サービス事業者から当該指定介護予防サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第115条の10の規定により、次のとおり告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

事業者の名称又は氏名	指定に係る事業所の名称	指定に係る事業所の所在地	廃止の届出を受理した年月日	サービスの種類
株式会社あみはま薬局	あみはま薬局南町店	鳥取市南町430	平成21年12月9日	介護予防居宅療養管理指導
谷岡京子	谷岡薬局	鳥取市永楽温泉町107	平成21年12月10日	〃

**鳥取県告示第12号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり飯盛山土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

退任した役員の氏名及び住所

理事 西尾文雄 鳥取市佐治町津無66  
" 西尾洋一郎 鳥取市佐治町津無454  
" 奥田博美 鳥取市佐治町津無360  
" 下石 讓 鳥取市佐治町畑238  
" 小谷俊一郎 鳥取市佐治町加瀬木389  
" 前田寛文 鳥取市佐治町津無108  
" 西尾隆之 鳥取市佐治町津無479  
監事 中谷庄治 鳥取市佐治町高山61  
" 西尾光之 鳥取市佐治町津無594-3  
" 谷上正樹 鳥取市佐治町余戸399  
平成21年3月28日退任

## 就任した役員の氏名及び住所

理事 西尾文雄 鳥取市佐治町津無66  
" 西尾洋一郎 鳥取市佐治町津無454  
" 奥田博美 鳥取市佐治町津無360  
" 下石 讓 鳥取市佐治町畑238  
" 小谷俊一郎 鳥取市佐治町加瀬木389  
" 前田寛文 鳥取市佐治町津無108  
" 西尾隆之 鳥取市佐治町津無479  
監事 谷上正樹 鳥取市佐治町余戸399  
" 中谷庄治 鳥取市佐治町高山61  
" 西尾光之 鳥取市佐治町津無594-3  
平成21年3月29日就任 任期3年

## 鳥取県告示第13号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定に基づき、次のとおり清算法人北栄町土地改良区連合から清算人が退任した旨の届出があったので、同法第84条において準用する同法第68条第4項において準用する同法第18条第17項の規定により告示する。

平成22年1月8日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

## 退任した清算人の氏名及び住所

野田久良 東伯郡北栄町土下226-8  
田中朝久 東伯郡北栄町原1113  
山崎伸二 東伯郡北栄町瀬戸66-1  
河本 幹 東伯郡北栄町亀谷242  
平成21年12月8日退任

---

## 公 告

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成

15年鳥取県条例第72号) 第13条の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及び面積	採取をする岩石の種類及び数量	採取の期間	
岸田興産有限会社 代表取締役 岸田 則子	鳥取市青谷町 露谷10-4	鳥取市気高町 会下字順礼ケ 谷311-1外10 筆 (9,958.64 平方メートル)	風化花崗岩 (20,647.30立 方メートル)	平成21年12月18日 から平成25年12月 17日まで	平成21年12月18 日

砂利採取法(昭和43年法律第74号)第20条第1項の規定に基づき、採取計画の変更の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例(平成15年鳥取県条例第73号)第11条の規定により次のとおり公表する。

平成22年1月8日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

名称及び代表者の氏名	主たる事務所の所在地	砂利採取場の所在地及び面積	採取する砂利の種類及び数量	変更事項	認可の内容		認可年月日
					変更前の内容	変更後の内容	
有限会社コウメイ 代表取締役 岡村 直美	鳥取市湖山町西一丁目 692	鳥取市湖山町北四丁目 345-1の一部(3,083平方メートル)	砂(11,346立方メートル)	採取の期間	平成21年3月1日から平成22年2月28日まで	平成21年3月1日から平成22年11月30日まで	平成21年12月18日

## 調 達 公 告

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1 売払内容

- (1) 売り払う権利

鳥取県の広報紙とっとり県政だよりの平成22年4月号から平成23年3月号までの各号の20面の広告枠へ広告を掲載する権利

(2) 広告枠の仕様及び数量

ア 広告枠の位置・枠数 5段組の上から4段目及び5段目を各1枠とする計2枠（1月当たり）

イ 広告枠の規格 1枠当たり44mm×176mm

ウ 詳細は、入札説明書による。

(3) 入札方法

入札金額は、(1)に掲げる権利に係る1月当たりの単価を記載すること。なお、契約に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額（以下「入札見積金額」という。）の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

(1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のイベント・広告・企画に登録されている者であること。

なお、この入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年1月25日（月）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

(3) 平成22年1月8日（金）から同年2月1日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定に基づく指名停止措置を受けていない者であること。

(4) 鳥取県内に本店又は営業所を有する者であること。

3 契約担当部局

鳥取県企画部広報課

4 入札手続等

(1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県企画部広報課

電話 0857-26-7840

電子メールアドレス kouhou@pref.tottori.jp

(2) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

(3) 入札説明書の交付方法

入札説明書は、(1)の場所で平成22年1月8日（金）から同月21日（木）（日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178条）に規定する休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までの間に交付する。

(4) 郵便等による入札

不可とする。

(5) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月1日（月）午後2時

鳥取県庁第13会議室（鳥取県庁議会棟3階）



## 5 入札者に要求される事項

- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) この入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)の場所に平成22年1月25日(月)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額に12月を乗じて得た金額の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額に12月を乗じて得た金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格以上の額で最高価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は、入札説明書による。

---

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び予定数量

高齢者講習通知業務 30,200件（平成22年度15,300件、平成23年度14,900件）

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

## (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月2日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成22年1月8日（金）から同年2月22日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

## (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるるに足る相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命

- 令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの  
(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者  
イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。  
ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。

### 3 契約担当部局

鳥取県警察本部警務部会計課

### 4 入札手続等

#### (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先

ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの

〒680-8520 鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部警務部会計課予算係

電話 0857-23-0110 (代)

イ 2の(5)に掲げるものに係るもの

〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係

電話 0857-23-0110 (代)

#### (2) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当

電話 0857-26-7433

#### (3) 入札説明書の交付方法

(1)のアの場所で平成22年1月8日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。

#### (4) 入札説明会の日時及び場所

平成22年1月25日(月)午後1時30分

鳥取市千代水二丁目8

鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)

#### (5) 郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。

#### (6) 入札及び開札の日時及び場所

平成22年2月22日(月)午後1時30分(ただし、書留郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(金)午後5時までとする。)

鳥取市東町一丁目271

鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)

### 5 入札者に要求される事項

(1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。

(2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成22年2月15日(月)午後3時まで提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同月2日(火)午後

5時までに提出し、入札参加資格確認通知の交付を受けなければならない。

(3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

### (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合においては、会計規則第123条第2項の規定により入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

### (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

### (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

### (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

### (3) 契約書作成の要否

要

### (4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

### (5) 手続における交渉の有無

無

### (6) その他

詳細は入札説明書による。

---

制限付一般競争入札(地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の5の2の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。)を行うので、政令第167条の6第1項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成22年1月8日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 調達内容

## (1) 調達案件の名称及び予定数量

運転免許証更新通知業務 192,500件（平成22年度99,100件、平成23年度93,400件）

## (2) 業務の仕様

入札説明書による。

## (3) 履行期間

平成22年4月1日から平成24年3月31日まで

## (4) 履行場所

鳥取市千代水二丁目8 鳥取県交通総合センター

## (5) 入札方法

入札書に記載する金額は、(1)に掲げる業務（以下「委託業務」という。）1件当たりの単価（10銭未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。以下「業務単価」という。）とする。

なお、契約に当たっては、入札書に記載された業務単価をもって契約金額とし、業務委託料の請求に当たっては、業務単価に取扱件数を乗じて得た合計額に当該額の5パーセントに相当する額を加算した金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）により請求するものとするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

## 2 入札参加資格

この競争入札に参加する資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たす者とする。

## (1) 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

## (2) 平成21年鳥取県告示第161号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その資格区分が役務のその他に登録されている者であること。

なお、この一般競争入札に参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていないものは、競争入札参加資格審査の申請書類を平成22年2月2日（火）午後5時までに4の(2)の場所に提出すること。

## (3) 平成22年1月8日（金）から同年2月22日（月）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付出第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

## (4) 委託業務を確実に履行できる者であること。

## (5) 道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第108条第1項及び道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第31条の4の2の規定により、次のいずれにも該当するものとして公安委員会が認める法人であること。

ア 次のいずれかに該当する者を役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）とするものでないこと。

(ア) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(イ) 禁固以上の刑に処せられ、又は法第119条の2第1項第3号の罪を犯して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して2年を経過しない者

(ウ) 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる違法な行為を行うおそれがあると認めらるに足りる相当な理由がある者

(エ) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第12条若しくは第12条の6の規定による命令又は同法第12条の4第2項の規定による指示を受けた者であって、当該命令又は指示を受けた日から起算して2年を経過しないもの

(オ) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚せい剤の中毒者

- イ 委託業務を行う事業所を県内に有していること。
  - ウ 1名以上の雇用者を委託業務の履行場所に配置できること。
- 3 契約担当部局  
鳥取県警察本部警務部会計課
- 4 入札手続等
- (1) 入札に関する書類の提出先及び問合せ先
    - ア 2の(1)から(4)までに掲げるものに係るもの  
〒680-8520 鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部警務部会計課予算係  
電話 0857-23-0110 (代)
    - イ 2の(5)に掲げるものに係るもの  
〒680-0911 鳥取市千代水二丁目8  
鳥取県警察本部交通部運転免許課庶務係  
電話 0857-23-0110 (代)
  - (2) 競争入札参加資格審査の申請書類の提出先及び問合せ先  
〒680-8570 鳥取市東町一丁目220  
鳥取県会計管理者庶務集中局集中業務課物品・契約室物品調達担当  
電話 0857-26-7433
  - (3) 入札説明書の交付方法  
(1)のアの場所で平成22年1月8日(金)から同月22日(金)までの日(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く。)の午前9時から午後5時までの間に交付する。
  - (4) 入札説明会の日時及び場所  
平成22年1月25日(月)午後2時00分  
鳥取市千代水二丁目8  
鳥取県警察本部交通部運転免許課会議室(鳥取県交通総合センター1階)
  - (5) 郵便等による入札  
可とする。ただし、書留郵便(親展扱いとすること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展扱いとすること。)により、(1)のアの場所に送付すること。
  - (6) 入札及び開札の日時及び場所  
平成22年2月22日(月)午後2時00分(ただし、書留郵便等による入札書の受領期限は、同月19日(金)午後5時までとする。)  
鳥取市東町一丁目271  
鳥取県警察本部入札室(鳥取県警察本部庁舎2階)
- 5 入札者に要求される事項
- (1) 入札書は、件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
  - (2) この一般競争入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を、4の(1)のアの場所に平成22年2月15日(月)午後3時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。  
なお、2の(5)の資格については、入札説明書に定める書類を4の(1)のイの場所に同年2月2日(火)午後5時までに提出し、入札参加資格確認通知の交付を受けなければならない。
  - (3) 入札者は、(2)の書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

## 6 入札保証金及び契約保証金

## (1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として業務単価に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の5以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条に定める担保の提供をもって入札保証金の提出に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第123条第2項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

ア 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

イ 競争入札参加資格を有し、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和40年1月30日付発出第36号)第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された者で、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

## (2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として、契約金額に1の(1)の予定数量を乗じて得た額に当該金額の5パーセントに相当する額を加算した金額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第2項の規定により契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

## 7 その他

## (1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

## (2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

## (3) 契約書作成の要否

要

## (4) 落札者の決定方法

この公告に示した委託業務を確実に履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

## (5) 手続における交渉の有無

無

## (6) その他

詳細は入札説明書による。